

2026(令和8)年度 大阪大学大学院高等司法研究科  
一般選抜／特別選抜(法曹コース開放型)法律科目試験(民法)出題の趣旨

【第1問】

【設問1】

債権者代位権に関する基本的な知識、および、債権者代位権が行使された場合における債権者と債務者間の法律関係についての理解を問う問題である。(1)においては、債権者代位権の根拠条文（民法423条等）を挙げてその要件を指摘し、本問において同要件が充足されているかを説明することが求められる。(2)においては、受領した金銭の支払を債務者が代位債権者に請求した場合において、同請求に対する代位債権者からの反論としての相殺に関する説明をすることが求められる。

【設問2】

法定地上権の成否を問う問題である。本問においては、民法388条の掲げる成立要件を理解できているか、特に本問の主要論点が、建物の同時存在の要件にある点((1)では、土地抵当の場合において、地上建物再築の場合に同要件がみたされているか、(2)では、土地建物の共同抵当の場合において、地上建物再築の場合に同要件がみたされているか)を捉えた上で、特に(2)については判例のいう全体価値考慮説の考え方を踏まえた説明ができているかを問うている。

【第2問】

【設問1】

虚偽の外観を作出した真正権利者と第三者との間の関係について、的確に論じることができるかどうかを試す問題である。

本問においては、無権利者との間で取引行為に及んでも、権利を取得することができないという原則論を指摘したうえで、例外的に、第三者を保護する規定（たとえば、権利外観法理）の適用の有無について検討する必要がある。その際には、有意な事実を摘示し、要件が充足しているかどうかについて適切に判断することが求められる。

【設問2】

虚偽の外観を作出した真正権利者と第三者からの転得者との間の関係について、的確に論じることができるかどうかを試す問題である。

本問においても、【設問1】と同様に、要件が充足しているかどうかの検討が求められるが、その際、転得者は、権利外観法理等による保護を受けることができるかどうかという問題についての論述が必要となる。さらに、登記名義人がCであるという事実について、特に意識的な検討をしなければならない。